

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

令和 8 年 7 月 6 日

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

1. 改正の趣旨

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令 9 号）により、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）に第 36 条の 2 が新設され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、同条各号に掲げる地域の法を本国法とする者が届出するときは、当該地域を戸籍に記載することとされた。

これに合わせて、日本国籍を有しない者については、浄化槽管理士の免状申請等において、当該地域を含めた国籍等を記載することとする等、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 日本国籍を有しない者については、本籍地都道府県名に代えて、浄化槽管理士免許申請等において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を登録することとする（別記様式第 2 号、第 4 号、第 5 号備考欄及び第 3 号国籍記入欄）。
- (2) これらの様式の改正に伴い、以下の経過措置を設ける。
 - ① 改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
 - ② 改正前の様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用できることとする。

3. 公布・施行期日

公布の日から施行する。